

第六十八回

参議院地方行政委員会会議録第九号

(一五四)

昭和四十七年四月十三日(木曜日)

午前十時四十分開会

三月三十一日
委員の異動

辞任

柴立 芳文君

補欠選任

菅野 儀作君

國務大臣

上田哲君

原 文兵衛君

神沢 浄君

小谷 守君

杉原 一雄君

和田 静夫君

上林繁次郎君

中沢伊登子君

渡海元三郎君

中澤伊登子君

高山 恒雄君

茂串 俊君

皆川 迪夫君

宮澤 弘君

林 忠雄君

降矢 敬義君

山田 茂君

滋君

竹岡 勝美君

伊藤 保君

常任委員会専門

消防庁長官

消防庁次長

事務局側

警視庁交番局交

通規制課長

説明員

消防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
(昭和四十七年度自治省の施策及び予算に関する件)

○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る一日、鬼丸勝之君、昨十二日、神沢淨君が

委員を辞任され、その補欠として若林正武君及び

玉置 猛夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

寺本 広作君

増田 盛君

占部 秀男君

河田 寧治君

片山 正英君

柴立 芳文君

高橋 邦雄君

委員

度が適用されることとなるよう所要の改正を行なうこととしております。

改正点の第二は、消防団員等にかかる福祉施設制度の実施についてであります。

公務により災害を受けた非常勤の消防団員及び水防団員にかかる公務災害補償につきましては、昭和三十一年以来、消防団員等公務災害補償等共済基金法に基づき市町村の支払い責任の共済制度が実施されてまいりましたが、これらの者に対し、外科後処置、リハビリテーションを実施し、義肢、補聴器を支給する等のいわゆる福祉施設につきましては、現在なお実施されるに至っておりません。

○國務大臣(渡海元三郎君) ただいま議題となりました消防法等の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を御説明申し上げます。今回の法律案による改正点の第一は、防炎規制の徹底についてであります。防炎規制につきましては、昭和四十三年の消防法の一部改正により、高層建築物、地下街、旅館、ホテル等において使用されるカーテンなどの特定の物品は、防炎性能を有するものでなければならぬこととされました。しかしながら、その後の推移を見ますと、これらの物品の防炎性能の有無の判定がきわめて困難であり、これを明確に表示する仕組みが整備されていないため、必ずしも法改正の趣旨が徹底していないくらいがありますので、今回、防炎性能を有するカーテンなどを防炎物品として販売する際等には、その旨を表示することを義務づけることとし、これにより、防炎性能を有するカーテンなどを使用する者の便宜をはかり、もって防炎規制のより一そらの徹底を期そうとするものであります。

なお、前述いたしました昭和四十三年の消防法の一部改正におきましては、新たに防炎規制の制度が施行される際、現に使用されている物品には、当該規制を適用しない旨の規定が置かれていましたが、本制度が施行されてからすでに三年を経過し、さらに今後ともこのような特例措置を継続していく必要はないと考えられますので、これまでの間に限ることとし、その後は全面的に本制

本日の会議に付した案件

○消防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
(昭和四十七年度自治省の施策及び予算に関する件)

○委員長(玉置猛夫君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○小谷守君 消防法の改正に關連して若干の質問をいたしたいと思います。

○委員長(玉置猛夫君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○小谷守君 消防法の改正に關連して若干の質問をいたしたいと思います。

○小谷守君 消防白書が出されたわけですが、これを拝見しておりますと、消防の業務、消防の行政のむずかしさというものを痛感いたします。当局もたいへん御苦勞のことだと思います。これを拝見しまして、やはりいまの日本の消防の弱点は、第一には高層建築、地下街、空港の消防、第二には科学消防、第三には地方消防の問題だと思思います。また、それらをひっくり返して消防財政の

貧弱な点が特に目につくものがあります。

そこで、まず第一に伺いたいことは、私がいまあげましたそれらの弱点と目される点につきまして、消防庁ではどういう構想をお持ちになつておるのか、長期的にこれをどのように進めようとしておられるのか、そういう御構想について概要を承つておきたいと思います。

○政府委員(降矢敬義君) 消防の仕事は、消防組織法及び消防法に書いてありますように、防災、人命の安全、財産の保全ということを第一義といつたしました防災活動でございまして、したがいまして、環境の変化に対応した消防体制というものをどうしても整備していくことが緊要なことござります。いま御指摘がございました高層建築、地下街の増加あるいは空港の地方における設置、こういうことはまさに消防にとっては環境の変化に対応するべく消防力の充実ということを四十七年から五カ年の計画をもってこれを整備していくことはならぬ、こういうことで、いま市町村からそういう資料の提供を求めて新しく整備計画をつくつてしまりたい、こう思つております。もとより、これを整備することにつきましては、一つの基準を必要とするわけでございまして、昨年の六月に消防力の基準というものを、約十年前のやつを改定いたしまして、たとえば高層建築につきましては、従来十八メートル以上の建物が十以上ある場合にははしご車一台というような基準でございましたが、これを十五メートル以上の建物が十以上あれば一台というふうに基準の強化をはかることにいたしました。こうしたことについてしましてこの整備をはかつていく考え方でございますが、これに対しまして、いま御指摘がありました地方消防の問題がござります。私たち、いまの消防組織法の基本的な考え方、自治体消防、市町村消防というものを中心にこの整備をはかつてまいらなければならぬわけでございますが、大都市はともかくといたしまして、地方の都市につきましては、やはり共同して消防力

の整備をはかつていく必要があります。したがいまして、いわゆる広域消防という構想で常備化を推進するという考え方を進めてまいつております。こういうことにいたしますと、ある程度力を合わせてこの整備をはかつてまいるわけでございまして、たとえば、今年は広域消防といたしまして約四百九十七市町村を指定いたしまして、人口で大体八八%常備化の実現を本年度見るようになります。それでこの常備化を推進して、いまの消防力の弱体化に対する対策などあるいは民家に対する火災対策などになりますと、これまたかなり広域でありますので、したがつて私たちは、なります。それを補つて、こういう考え方でございます。それにいたしましても、たとえば石油コンビナートに対する対策とかあるいは民家に対する火災対策などになりますと、これまたかなり広域でありますので、したがつて私たちは、いたしまして、こういうような特殊な火災につきましては、都道府県におきましても、たとえば、山林火災についてはそれに必要な消火資機材の整備あるいはコンビナート地帯につきましては、このままにして、こういうふうな考え方でおこななきやならぬ、こういうふうな考え方であります。

それからもう一つは、先ほど申し上げました府県の防災責任を果たす、いわゆる市町村の防災と

いうことを補完する意味で、都道府県の消防費を果たすという見地から、都道府県が市町村の消

防の整備について、一つは補助金を出す、もう一つは、いわゆる府県でいいますと、市町村振興資

金というものを充実するよう指導してまいります。もとより、これが準備をする。こうしたことによつて、

万一千の場合、その付近の市町村消防の方々がそれを用いて消防活動に当たれる、こういうようなこ

とで府県のやはり地域防災の責任を果たす、つまり市町村消防をたてまえとしながら、その弱いところを補完する意味で都道府県に防災の責任をあ

る程度になつてもう、こういうような構想を昨年から進めてまいつておるところでござります。

それから、もう一つ御質問がございました消防

財政の問題でございます。これは御案内のとおり、市町村消防のたてまえござりますから、やはり何と申しましても市町村の消防に必要な一般

年から進めてまいつておるところでおきます。

○小谷守君 今回の法改正の具体的な内容について

は、後段、詳細にお伺いすることにしまして、私は、消防法の改正ということをお考えになる場合には、幾つかのいますぐ手がけていただかなく

ておるところでござります。

○政府委員(降矢敬義君) いま御指摘がございましたように、確かに、そういうお考へも私は十分

成り立つ得るものとは思つております。ただ、私

たちは、やはり四条の予防行政は不斷にやるもの

でございまして、したがいまして、やはり常備消防の任務としてこれをやる、むしろここは

ダブられぬほうが、府県には、この権限は認めな

いほうがいい、それは私は市町村の消防のたてまつたとおり、現在、常備化の推進を、広域

化とあわせまして、広域圏の設定とあわせまして

進めておるところでございまして、先ほど申し上

げましたように、全市町村の数では、本年度で五

せん。したがいまして、この温泉街を中心とした

そういう市街地の消防力を急速に進める意味合

い

におきまして、入湯税を二十円引き上げまして、

その引き上げた分を温泉街の消防施設の充実に充

てる、こうしたことによつて、こういう手當でも

いたして

いるわけでござります。それから、もと

より大きな消防庁舎をつくる場合、あるいははし

ご車を整備するということになりますと、かなり

の財源を必要といたしますので、この点につきま

しては地方債を、手当てを準備いたしまして、大

体七割を下らない充当率を確保するよう努力を

して、この地方債の充実についても財源措置をし

ていかなきやならぬ、こういうふうな考え方であります。

それからもう一つは、先ほど申し上げました府

県の防災責任を果たす、いわゆる市町村の防災と

いうことを補完する意味で、都道府県の消防費

を果たすという見地から、都道府県が市町村の消

防の整備について、一つは補助金を出す、もう一

つは、いわゆる府県でいいますと、市町村振興資

金というものを充実するよう指導してまいります。もとより、これが準備をする。こうしたことによつて、これで市町村の消防体制の整備を進めてお

るということでござります。もとより、私たち、

国庫補助増額を毎年はかつてまいつておるわけ

でござります。今回も約三十一億に及ぶ国庫補助を

準備いたしまして、この消防財政の一助にする

ということでおこななきやならぬのですからね

けれども、今日では、市町村の消防、消防業務につ

いては市町村が第一の守備担当であるという考

えで、これは尊重していかなくてはならぬと思いま

すが、同時に、補完的に、県段階においての働き

というのも非常に重要なだと思うのであります。

八%まで常備市町村を持つことになります。全体の数は、今日、市町村合わせまして常備消防を持つておるところは千八百八十六という数字になつております。それで、全体の市町村の数が三千二百三十七に対しまして、したがつて約五十八%になつておるものでございます。今後のこの常備化の傾向あるいは市町村の熱望の状況を申し上げますと、大体私たちが一、二年前から市町村の御意向を聞いておりますと、いわゆる広域市町村圏の構想とあわせまして常備化をしたいということころは、あとおむね千市町村くらいございます。そうしますと、大体二千八百程度くらいは何らかの形で常備消防を持つというかつこうになるわけでござります。そういたしますと、そういう市町村につきましては、やはりその責任を遂行させるために、私は、やはり都道府県にも与えて、その立ち入りを認めるということは避けるべきものだと考えております。残りの、約三千二百といつましても区域でございます。この点につきましては、おそらく先生のおっしゃるようなお考えも成り立つと思いますけれども、私は、いま消防団あるいは団常備というかつこうで置かれておりますこういう地域につきましてもかなり消防協会、あるいは私のほうでは本年からやつておりますが、さらにつし充実いたしまして消防団の教育というものをかなり推進しております。したがいまして、いま直ちに私は先生のおっしゃるような、都道府県に普通の意味の火災予防の立ち入り権限を認めて、あるいは、そこがダブリになるというようなことがあります。もう少し検討をしていただきたい、こう思つていろいろなところでござります。

の市町村に常備消防があると思います。これは完全に立ち入り検査が行なわれておるのであります。しかし、かえって、近過ぎて調査がしにくいう実情があるのではないでしようか。もちろん、立ち入り検査なんというやうなものは、これは乱用すべきものではありません。あります。が、ときには、そういうところに対しても、少し遠い県の立場で指導的に立ち入り検査も必要である。そういう点については、法四条を改正して、そういう県に権限を付すべきものだ。これは長官もよく実情は御承知じゃないかと思います。ある温泉場の火事で、その旅館組合の組合長が消防団長をしておったというやうなことで、かえって日常の立ち入り検査が怠られておった。これは立ち入り検査というのは業者はきらうにしまつておるんです。そういう場合には、むしろ少し距離のあるところに権限を与えることのほうがかえって実情としてはいいのではないか。こういうことを申し上げておるわけです。いかがですか。

前を現実に公表をしておる自治体消防もあるわけでございます。そういうことでございまして、やはりそれは自治体消防として、単に形だけではなく、自主的にそういう組織の中で動くためには、みずからその権限を適正に行使するということにもう少し私たちも力を入れて教育し指導しなければならない、こういう気持ちがむしろ先に立つわけでございます。そういう結果、どうしてもだめであるということであれば、もちろん、いま御指摘のあったような一つの御提案にも十分耳を傾けなければならないと思いますけれども、少なくとも、もう少し時間をかけていただきまして、やはり私たちがそういう市町村消防というものを維持する、その姿勢を直すということに教養、教育の重点を置いて指導をしてまいりたい、こういう気持ちが先に立っております。

○小谷守君　長官、だいぶ頭がかたいようですね。私は、前提として、市町村消防というものを尊重していかなければならぬ、こういうふうに申し上げておるわけです。いま立ち入り検査権を府県に与えたからといって、その土台がくずれるというようには思っていない。これはあとで大臣のお考えをひとつ承りたいと思います。

次の問題は、これは私の地元で起きた問題ですが、大阪空港、私は、空港内とそれから都市計画法にいうところの住居専用地域、この地域に対しまする危険物建設の許可は、許可権者であるところの市町村長にある程度の自由裁量の幅を与えるべきものである、このように考えます。

これは具体例を申し上げましよう。大阪空港のありますところの伊丹市で起きた問題であります。が、ここに、ある企業が飛行機燃料の五十キロタンクを建設をする。こういうことでありまして、ところが、これをやられますというと、まず、いまま騒音で困っている空港周辺の住民は、また飛行機の発着の回数が多くなる心配、あるいはまた、これに伴つて一日約百五十台のタンクローリーが往来をする、のことによる迷惑、こういうこと

から建設に対する反対運動を起こした。伊丹市長は困つてしまいまして、これに対する許可を渡つておつたわけあります。消防法十一条によりますと、このような建築物については、形式的に一定の要件が具備いたしておりますと許可しなければならないというふうになつておる。私は、このような許可しなければならないというふうな幅のない拘束は、今日、このような空港の周辺でありますとか、都市計画法にいうところの住居専用地域の密集地域に対しては、これは非常にまずい結果をもたらすのではないかろうか。実情を見て、許可についての裁量権というものを、ある程度の幅を許可権者に与えてしかるべきものではなかろうか。幸い、この問題は、県が中に入りました、業者のほうは行政不服の申請を県に対して出しておられましたが、県が仲立ちになりました、この不服審査の請求は取り下げたようでありますけれども、これからしばしばこういう問題が起つてくるのではないかろうか。この点については長官、お考えいかがでありますか。

保安の見地からの設備をつくることが明示されおることが望ましいし、また、許可をする側におきましても、それに従つて検査をしてやる。いろいろなことがこの危険物行政、つまり保安という見地からはもちろん望ましいのじやないかというふうに考えておるわけでござります。いまお話をありましたように、裁量権を与えるということになりまると、それはその施設を設置する側につきましても、少なくとも明示されるか、あるいは、どういう場合にためであるのかという理解がされるようなものであることが私は必要であろうと思つております。具体的な問題といたしまして、基準が非常に詳細にきめでありますにもかかわらず、いまお話をありましたような住民の理解が得られない場合が起つてまいります。で、こういう点につきましては、私たちもその施設について、付近の住民の方々と十分話し合いをするといつた指導はこれまでもすいぶんやつてまいりましたし、具体的には、そうしなければまたこれが設置していくといふ事情がござります。したがいまして、行政の運営としては、いま先生の御指摘のような精神で指導をし、また、具体にそういうことをやつてもらつておりますけれども、法律の制度としては、やはりいまのほうが私は望ましいのでないかと、こういうふうに考えております。

○小谷守君 私が裁量の幅ということを申し上げたのは、許可することもできるし、許可しないこともできるという幅なんです。イエスかノーかの実情、災害発生の懸念、そういう点を顧慮して許可しないこともあり得るという、そういう権能を与えるべきだ、それも、どこもかしこもというではありません。いま申したように、一番住民の危険が多い空港の周辺とか、あるいは住居の密集しておる地区、そういうところについてはその権能を与えるべきだと、こういうことを申し上げているわけです。いまの消防法第十一條は、何らそういうことは顧慮していないではありません

消防団員が現場にかけつけようとしたその途中、交通事故で——これは渡海自治大臣の地元であります加古川で起きた問題であります。消防車が横転しまして下敷きになつて一人の消防団員が死んだ、これをどうするかという問題です。消防団員がなくなつた場合に市町村はどうするか、最高三百万、府県はどうするか、最高三百万、国はどうするか、最高三百万だと承知しております。それが一つのたてまえになつておる。この消防団員の場合には勲七等が出ております、これは余談であります。そこで、具体的にはどういう取り扱いがされたかといいますと、加古川市は、二百五十万プラス五十万の葬祭料ということで計三百万を出したと、兵庫県が約五十万ばかり出したようであります。國もどの程度出されたか——まあ大体五十万以内だと思ひます。そうしますと合計四百万じやありませんか。一つしかない大切な命を落とした消防団員に対する処遇といふものはそういうことです。私は、警察官やまた自衛隊の例も引き合いに出して比較しながら御説明を願いたいということを申し上げたのは、たとえば先般の赤軍の「あさま山荘」のあの事件で警察官にもうといふ殉職者が出て、これに対しても非常に手厚い待遇がなされた、私は当然のことだらうと思います。当然のことだと思いますが、しかし、公のことに殉じたという意味においては消防団員が消防車の下敷きになつて死んだということ、「あさま山荘」で御苦労をされた警察官、ちつとも私は変わりはないと思うのであります。人の命に変わりはない。その辺に非常に私は割り切れるものを感じます。長官、どうお考えになりますか。

○政府委員(降矢敬義君) 警察官あるいは消防職員及び団員の災害時の活動において殉職した場合、その災害の種類を問わず、要するに殉職した場合の取り扱いにつきまして、御案内とのおり、一つは、たとえば人命の保護と救助というものを伴つてそして殉職をされたという場合と、それからいわゆる災害の、たとえば火災の鎮圧中に殉職をされた場合、あるいはいま先生御指摘のよう

中、交通事故で——これは渡海自治大臣の地元であります加古川で起きた問題であります。消防車が横転しまして下敷きになつて一人の消防団員が死んだ、これをどうするかという問題です。消防団員がなくなつた場合に市町村はどうするか、最高三百万、府県はどうするか、最高三百万、国はどうするか、最高三百万だと承知しております。それが一つのたてまえになつておる。この消防団員の場合には勲七等が出ております、これは余談であります。そこで、具体的にはどういう取り扱いがされたかといいますと、加古川市は、二百五十万プラス五十万の葬祭料ということで計三百万を出したと、兵庫県が約五十万ばかり出したようであります。國もどの程度出されたか——まあ大体五十万以内だと思ひます。そうしますと合計四百万じやありませんか。一つしかない大切な命を落とした消防団員に対する処遇といふものはそういうことです。私は、警察官やまた自衛隊

の例も引き合いに出して比較しながら御説明を願いたいということを申し上げたのは、たとえば先般の赤軍の「あさま山荘」のあの事件で警察官にもうといふ殉職者が出て、これに対しても非常に手厚い待遇がなされた、私は当然のことだらうと思います。当然のことだと思いますが、しかし、公のことに殉じたという意味においては消防団員が消防車の下敷きになつて死んだということ、「あさま山荘」で御苦労をされた警察官、ちつとも私は変わりはないと思うのであります。人の命に変わりはない。その辺に非常に私は割り切れるのを感じます。長官、どうお考えになりますか。

○政府委員(降矢敬義君) いま御指摘の点は、全く私たちも同感でございまして、実は昨年三百万円に上げました。全体としてこの賞じゅつ金の金額が少ないと、いうことにつきましては、さらに努力をして、これは警察官等と同じ歩調を合わせましてこの引き上げをぜひ実現するようにつとめています。どうですか。

○小谷守君 まあ功績の評価で多少の差等があることはこれは私も理解できますが、それにしても以上、それとあわせてやるのが適當ではなかろうかという気持ちを持っております。

○小谷守君 まあ功績の評価で多少の差等があることはこれは私も理解できますが、それにしても以上、それとあわせてやのが適當ではなかろうかという気持ちを持っております。

○小谷守君 いま御指摘の点は、全く私たちも同感でございまして、実は昨年三百万円に上げました。全体としてこの賞じゅつ金の金額が少ないと、いうことにつきましては、さらに努力をして、これは警察官等と同じ歩調を合わせましてこの引き上げをぜひ実現するようにつとめています。どうですか。

○政府委員(降矢敬義君) いま御指摘の点は、全く私たちも同感でございまして、実は昨年三百万円に上げました。全体としてこの賞じゅつ金の金額が少ないと、いうことにつきましては、さらに努力をして、これは警察官等と同じ歩調を合わせましてこの引き上げをぜひ実現するようにつとめています。どうですか。

○小谷守君 まあ功績の評価で多少の差等があることはこれは私も理解できますが、それにしても以上、それとあわせてやのが適當ではなかろうかという気持ちを持っております。

○小谷守君 まあ功績の評価で多少の差等があることはこれは私も理解できますが、それにしても以上、それとあわせてやのが適當ではなかろうかという気持ちを持っております。

命は鳥の羽の毛よりも軽いといわれた戦時中に、一等兵が死んでもあるいは連隊長が死んでも、やはり同じように一個分隊のしかばね衛兵といふものを立てて二十四時間手厚く取り扱つております。それに対しまして、一つは、警察の場合は同様でございますが、いわゆる功績をたたえる意味で、功労章あるいは顕功章、あるいは功績賞とするふうなものをそれぞれの活動に応じて差し上げるということにしてあるわけでございまして、ある程度、災害現場における活動につきまして、ある程度対応したようなかっこうで、警察、あるいは自衛隊、あるいは消防においても支給されていきます。たゞ、その際の慰じゅつ金にしてもこういう大きな差等はなかつたと思う。戦時中でもそうです。私は、いま、なぜこういう問題を出すかといいますと、枝葉末節とは申しませんが、福祉施設どうこうという前に、いま何が起こつておるかといいますと、消防団員が殉職した場合に、その取扱いがけしからぬということで全国各地で訴訟が起つてゐるでしよう。こういう状態を放置しておきますというと、これは消防団員の非常に士気影響してくることだらうと思う。あとで消防士、消防職員の問題にも触れます。あまりにも消防団員に対する取り扱いといふものが冷たい。時間がありませんから單刀直入に伺うのですが、これを世間並みなことにまで早急にやはり改善していく必要がある。火の中へ飛び込んでなくなつた消防団員、それが一般の交通事故で死んだ自賠法の場合よりも低いなんというふうなことは、今日、国民感情としても納得のいかぬ点だと思つうんであります。どうですか。

○政府委員(降矢敬義君) いま御指摘の点は、全く私たちも同感でございまして、実は昨年三百万円に上げました。全体としてこの賞じゅつ金の金額が少ないと、いうことにつきましては、さらに努力をして、これは警察官等と同じ歩調を合わせましてこの引き上げをぜひ実現するようにつとめています。どうですか。

○小谷守君 まあ功績の評価で多少の差等があることはこれは私も理解できますが、それにしても以上、それとあわせてやのが適當ではなかろうかという気持ちであります。私は、ぜひ御指摘のような方向で引き上げるよう努めます。たゞ、それでも、これはぜひ急に御努力を願いたい

○小谷守君 これはひとつせひ御検討願いたいと 思います。

次に、今回の改正点の具体内容について少し御 質問をいたします。

今回の改正によりまして、「どんちょう、カーテン等の防炎対象物品について、「防炎性能を有するものである旨の表示を附することができる。」と書いて販売できないと、こういった所要の改正をしようとしておるのでありますが、現行の消防法第八条の三の規定のあとに新たにつけ加えられた第二項以下の規定が、それらのことを規定しておるわけでありますけれども、これら改正の規定を拝見してまず気になりますことは、高層建築物、地下街、劇場等においてカーテン、どんちょう等を使用する場合、これらの対象物品に防炎性能の表示を必ず付しておかなくてはならないというようにはなつていいのではないかと思われるのではあります。

極端な話が、表示のついている新しいカーテン、どんちょうを買ってきて、わざわざ表示をはがして使用してもかまわないのではないかとかと、それを買つてきてたとえばカーテンをつくるといふ場合が、ああいう施設については多いわげであります。で、そういう場合におきましては、この法律の追加いたしました新五項によりまして、要するに、そういう縫製品をつくるところにおいていま言わされました表示をつけさせるようござりますが、この点は、実質そのものが防炎処理をされているものであれば、火災の予防の見地からは十分でございますので、あえてその点につ

いて罰則を設けてそれを強制するということ」とはしなかつた次第でございます。

○小谷守君 八条の三の第二項に、「自治省令で定めるところにより、「防炎性能を有するものである旨の表示を附することができる。」と書いてあるわけですが、そこで、自治省令の内容はどういうもの用意されておるか、そういう点についてあらましをお伺いをしたい。

○政府委員(降矢敬義君) たとえばカーテンの場合は、下げるあるいはスタンプとしてその様式を合を例にとって申し上げますと、一つは、表示の形式といたしまして、縫製されたカーテンの場合にはラベルをつける。それからカーテンの原反の場合には、下げるあるいはスタンプとしてその様式を定めることにしておるわけでございます。また、表示の貼付の方法であります。縫製されたカーテンの場合はカーテン一枚につき一枚貼付をする、それから原反の場合には、たとえば一巻きにつき一枚をつける。こういうような規定を定めたうにつきたい。認めるものと申しますのは、現在でも、たとえば一定の防炎処理をするために必要な知識技能というものを授けるために講習を開いておりまして、そういう講習を経た者が、たとえばクリーニング屋におられるわけでございます。

○小谷守君 この八条の三の問題でありますが、これは四十三年の法改正の際にずいぶん議論された問題のようでありまして、各委員から、当然これはやるべきであるというふうなことが論議されておる。それを退けて、取り上げずに、四年たつたしまして、少なくとも、すみやかにこれを特定の施設については普及をする。でき得べくんば、一般消費者においてもこれを使用していただければありがたいわけでございますけれども、さしあたって、義務づけられておる高層建築物、地下街、ホテル、病院、こういうところについては、この法律による表示として取り扱うということになりました。私たちの法律におきましても、JISとかJASとかあるいは家庭用品品質表示法において防炎の表示をしたものは、消防法上も当然この法律による表示として取り扱うということになりました。私どもは思うのでありますが、長吉のお考えはいかがですか。

○政府委員(降矢敬義君) 確かに、当時、御指摘のような御議論があつたように私は聞きました。今回の改正に際しまして、やはり同じような議論を私たちやりました。ただ、残念なことに、十四年四月一日からこの法律を施行いたしましたが、先ほど申し上げましたよな、今後――そのとき以後新しく用いるものについては防炎処理をしたものでなければならないという規定でございましたので、その普及の状況が芳しくありません。で、その一つの原因としては、必ずしもその原反そのものが外部から見てそういうものであるかどうかというような、消費者側における選択につきましても明確でなかつた点もございますし、

月一日から、特定の施設に対し防炎処理をしたものをつけなければならないということにいたしました。そのときいろいろ御議論がありました。それで、すでに使つておるカーテン、どん帳等につきましては別に防炎処理をする必要がない。つまり、今後新しく用いるものについてのみ防炎処理をしなければならないという規定を置いたわけでございます。その結果、この防炎製品の使用状況が必ずしも芳しくありませんでした。で、いま御指摘のような反省をいたしまして、今回、そういう規定を削除いたしまして、そして、一定の経過期間を置いて、高層建築物、ホテル等特定の施設におけるカーテン、どん帳等については、すくなくとも、たとえばカーテン一枚につき一枚貼付をすればいいわけだ、たとえば一定の防炎処理をするために改訂いたしたわけでございます。

○小谷守君 四十五年の改正の際にも問題になりました点は、八条の三の第一項、すなわち、現行規定の違反に対し罰則がない、ということであつたのであります。これは消防法上の義務でありますから、人命等の危険防止のために、必要に応じてその法律の実効をおさめるためには罰則が必要であると私どもは思つてますが、長吉のお考えはいかがですか。

○政府委員(降矢敬義君) 確かに、當時、御指摘のような御議論があつたように私は聞きました。今回の改正に際しまして、やはり同じような議論を私たちやりました。ただ、残念なことに、十四年四月一日からこの法律を施行いたしましたが、先ほど申し上げましたよな、今後――そのとき以後新しく用いるものについては防炎処理をしたるものでなければならないという規定でございましたので、その普及の状況が芳しくありません。で、その一つの原因としては、必ずしもその原反そのものが外部から見てそういうものであるか、こう思いますか。いかがですか。

○政府委員(降矢敬義君) 確かに、四十四年の四

月一日から、特定の施設に対する防炎処理をしたのをつければならないということにいたしました。そのときいろいろ御議論がありました。したがいまして、今回の改正を考えますのに、この防炎処理をしたカーテン、どん帳等を特定の対象施設においてすみやかに用いると、これを普及させるということをどうしても考えなければいけない。そこで、それを罰則で強制するにしては、現在の普及状況があり芳しくありません。そこで今回、こういうような表示を中心いたしまして、かつ、不正表示に

種、第三種の空港の整備が非常に悪いと思うんであります。今回、航空機燃料譲与税が創設され際でもあります、消防庁はどのように対処されるのか伺つておきたいと思います。

○政府委員(降矢敬義君) 空港における消防体制であります。これは二つございまして、一つは、航空法及びそれに基づく規則におきまして、設置者が自衛消防としてある程度消防体制を整備するという基準がございます。そこで、私たちには、第一種空港、第二種空港については国において、第三種空港については設置する地方団体において自衛消防としてこれを備整することを求めておりますし、また運輸省のほうでも、消防の見地から必要な基準というようなものにつきましても御相談申し上げて整備を促進するようになつたとしておるわけでございます。何といつしましても、この第三種空港の地方空港におきましては、必ずしも整備はうまくいっておりません。したがいまして、一般財源の増強とともに、いま御指摘がありました航空機燃料譲与税の中で、こういう消防体制の整備、防災施設にもこの譲与税の一部を使用できるという規定を、おそらく政令だつたと聞いていますが、規定をする予定にしておりまして、そういうことを財源にして、空港における自衛消防の――失礼しました、空港における市町村消防の整備及び反面、自衛消防のほうにつきましてもそういうことで、これを整備をするということで積極的に進めてまいります。御案内とのおり、空港によりましては日に一回ないし二回離着陸するだけという空港もまだございます。そういうところにおいては、たとえは私どもは、県が設置者であれば、空港の自衛消防は県が整備するわけですが、それとも、付近に自衛消防を持つ常備消防を持つ市町村があります場合には、府県がいわゆる危険物火災に必要な薬剤その他を準備いたしまして、その当該市町村において、離着陸のたびにそこに出動していただく、その距離も、車で大体十五分くらいのところは、そういうものによつてさしあたつて整備をするというよ

な具体的の指導もしておるわけでござりますが、いずれにいたしましても、将来の方向としては、やはり第三種空港については設置者並びにその周辺の市町村におきましてこの整備を進めるように運輸省とも十分話し合つておるところでございまして、御指摘のような場合における対処のしかたといふようなことにつきましても、空港を取り巻く市町村の協定というのもつくるせまして災害の場合に対処するよう進めているところでござります。

一つの部会を設けまして、全体の処遇改善の問題をここ一年ばかり検討してまいっております。で、これは二十三年以來、各地方団体それぞれ沿革がありまして、なかなかいま御指摘のような方向をその部会で見出すといふことも困難な状況でありますけれども、大体、全体としてはある程度一つの方向でまとめてみたいという気持ちもあるようございます。私たちは、やはり自治体消防を今までとしながら、いま御指摘のありましたような方向で一つのものをつくれないだろうかということで、私たちの関係職員もそれに一緒に参加し

ます。最初はあちこちわざました。現在の消防官署に出しましたとおりの現在の消防の、何と申しますか問題点でございますが、生活様式が相当変わつてまいりましたし、科学技術の進歩がございまして、今までのような消防技術ではいかない、相当高度な消防技術を取り入れなくちゃならない、また、今までののような消防体制で守り切れないような建築ができたというふうなことを考えましたなれば、過去の消防行政で行なつてまいりましたものと異なつた科学技術的な研究といふものが消防行政の中取り入れられなければならぬ

においては、これの俸給表といふものは公安部員——警察の給料表を借り、またあるところでは一般行政職員の給料表を借りと、非常に不統一な状況だと思つてあります。これは消防職員の独自の給料表を作成して、統一的な待遇をすべきではないか、そういう指導を消防庁としてはされるべきものではないか。いずれにいたしましても、今日のような不統一な状況では、ますます消防職員になり手がない状況を歯どめをすることなどが、御見解はいかがですか。

○政府委員(降矢敬義君)　いま御指摘のように、給料表につきましては、公安職給料表をもとにしている団体が二三%ございます。行政職給料表を適用しているのが団体で七七%ございます。もちろん、号俸調整はやっているわけでございまして、全国消防長会議というところにおきまして、

は強められました。しかし、特定の地域においては法第十一條の規定を緩和して、空港内であるとか、あるいはその周辺地域、こういうところに危険物の設置の認可を得ることによっては、所在の市町村長に自由裁量の幅を与えるべきものではないか、あるいははたまた、先ほど申し上げました消防団員の殉職した場合の処遇について、あまりにもみじめである、という点について大臣はどうお考えになるか。さらに加えて、消防白書を拝見しましても、非常に消防財政が貪弱だと思います。これを強化し、実していく手立てについて大臣はどうお考えになるか。以上の大綱について最後に大臣のお考えを承って質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(渡海元三郎君) 実情を、具体的な内容長官に御質問ございました。ほんとうに、消防行政の今日における問題点を具体的に例示されましての御質問で、まことに敬服いたしました。

な状態でござります。あそこにおきましては、用事場にて、元にさるを例防助もとまます。これらの幹部はまた県に帰りまして、県の消防学校の専門的な職員となつてその技術を普及していただき、現在の社会情勢に合うと、どううな消防体制に持つていただきなければならぬと、このように考えておりまして、そういうた向でできるだけ努力してまいりたいと思っております。そのような状態でございますから、したがいまして消防の体制は、いま小谷委員御指摘のとおり、市町村でなければなりませんが、市町村の段階ではどうしてもできない分野が多数ふえてきたんじやないか。補完的な県の消防行政といふのの重要さが非常に必要になつてきただのが今日の状態でないかと思います。そういうふうな意味におきまして、今後とも、御指摘のような方向に進まなくてはならないと、かように考へておるものでございます。

財政的な面、私も、終戦直後、町長をやらざつ

実していく手だてについて大臣はどうお考えになりますか。以上の大綱について最後に大臣のお考えを承つて質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(渡辺元三郎君) 実情を、具体的な話をあげながら問題ある個所についていま消防庁長官に御質問ございました。ほんとうに、消防行政の今日における問題点を具体的に例示され

段階ではどうしてもできない分野が多数与えてきたんじやないか。補完的な県の消防行政といつもこの重要さが非常に必要になってきたのが今日の状態でないかと思います。そういうふうな意味におきまして、今後とも、御指摘のような方向に準まなくてはならないと、かように考へておきます。

村、特に町村に参りましたが、御承知のとおりに、市町のは、消防団組織の、何といいますか、個人的な財力にたよる。町村財政でこれを出す分野は非常に少ない。たとえは補助金をもらいましたなれば、残りのものはその部落の寄付で集める、団が集まってやるときには、団長が個人的な私財をもって優遇することによって団をやつておる、それが日本の消防の実態でなかつたかと思います。こんな姿ではならぬというので、だんだん改善され、今日におきましては、市町村消防であるという姿が、財政面からも運営面からも、十分とは申しませんが、ほぼ確立されたという段階にきたのじやないかと思つております。ところが、その市町村消防に、今度は人口の移動等、あるいは勤務の状態等がございまして団員そのものがおらない。したがつて、常備消防がどうしても必要であるという時代が生まれてきたのが今日の段階ではないか。ところが、市町村にはそれを置くことができない。したがつて、広域地帯による、共同によることの常設地域を、いま長官答えましたとおり、だんだんふやしていくということを急がなければならぬらしいという姿になつております。本年度の予算編成におきましても、できるだけその数を増したいと思いまして努力をしたのでございますが、財政計画上の限度がございまして、あのようないかねればならないと思ひます。交付税等の算定におきまして、消防費もやつと二千億をこす姿で四十七年度の地方財政計画を組ましていただいた次第でございますが、今後ともこれらをふやさしていただきたい。特定の、あるいは損保、あるいは共済とともに組み入れていかなければならぬと、かよういったような資金を流用しての起債も極力消防に充てておりますが、一般債も充実いたしまして、交付税並びに地方債による充実というものも今後を考えおりますので、委員各位の今後とのひ

ましても設置者そのものが、危険物でござりますから、付近住民に規定に合つておつても安心感と理解と協力を得るというつとめをさすためには、どう持っていくのが一番よいかという観点に立ってこの問題よく検討させていただきたいと思っておりますので、ひとつ御了承願います。

いまの賞じゅつ金の件でございますが、いま率直に長官も答えましたように、事実、消防団員、職員に対する給与の問題も出ておりましたが、あわせまして、劣つておつたという点はいなめないと思います。私たち数年来この問題に皆さんのお力をかりまして努力してまいりまして、ようやく達したのが今日の道でございます。少なくとも當じゆつ金におきましては、ほかの官庁のものと消防団は劣るところではないというところまで引き上げさせていただいたのが、いまの姿でございまします。ただいまあげられました「あさま山莊」における警察の姿と例でございますが、賞じゅつ金といったしましては、向こう三百万円が最高でございましたとして、特別の姿で五百万円ですか、という姿でございました。ただ、一時退職金とか公務災害等による年金等、ほかの分の退職金その他を含めましてあの金額になつております。ただいまあげられました「あさま山莊」における警察の姿と例でございますが、賞じゅつ金の場合は三百万円、特別な場合は五百万円。あの場合は、確かに特別な分として五百万円が出されたりと、加古川市の場合、まあ最高に近い額を市が出したと、それが三百万円であったと。それで、もし消防の場合におきましても、「あさま山莊」に匹敵するような特別の場合には同じような額を出していただくということは、具體例はございませんけれども、大蔵当局とも折衝しておるような姿で、ただ公務災害補償の場合に、一般団員に対しましても、公務員に与えられておりますような公務災害補償に準ずる分をまあ出さしていただくようになりますが、この点が、職業その他によりまして非常に高低がござりますのですから、いま起きたような問題が起こつておるというのが現実の姿ではな

上げまして、答弁にかえさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員長(玉置益夫君) 本案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。

○委員長(玉置益夫君) 地方行政の改革に関する調査のうち、昭和四十七年度自治省の施策及び予算に関する件を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○和田静夫君 まず、前々回、それから前回の委員会からの継続であります、求めておきました

それぞれの採用年次別の飛び歩き状況、それから、いわゆる人事交流にあたっての自治省と地方との文書のやり取り、その文書を、さらに一言で言われる名簿の配付先、費用の出所、そして、これらを前提にしながら懸案の統一見解をまず承りたいと思います。

○国務大臣(渡海元三郎君) 昨年三月十九日の参議院決算委員会におきまして、地方公務員幹部候補者の採用手続に關し、自治省の岸前官房長から、自治省における採用手続が国家公務員法に基づく手続とは別ものであるという趣旨の答弁をいたしておりますが、これは、現在行なわれている手続の説明としては誤まりであり、たいへん御迷惑をおかけいたしました。従前におきましては、そのような考え方方に基づき手続がなされないと思いますが、最近においては、自治省における採用内定者の手続は国家公務員法上の採用手続に従つたものであります。その後、自治省のあっせんに基づき、地方団体の意向と本人の意思によって直接地方団体の職員として採用することに切りかえたものであります。しかし、このようないう措置を繰り返すことは適当でないと考え、四十七年度は、国家公務員として採用することに改めました。御了承願います。

○政府委員(皆川迪夫君) 前回の委員会で、和田委員から、いわゆる名簿の問題につきまして御質問がございまして答弁を保留いたしておきました点につきましてお答えを申し上げます。

昭和四十六年度七百七十部印刷をいたしました。十四万九千円を要しております。予算の支出科目は、自治本省府費、印刷製本費であります。この名簿は、当省及び当省関係の機関、それから道府県等において人事業務に使用をいたしておりますものであります。ただ、部数が少し多過ぎるようになります。したがいまして、これは将来必要最小限度に改めるつもりでございます。

○和田静夫君 必要最小限度をどの辺に抑えられるつもりですか。

○政府委員(皆川迪夫君) 各機関の要望等を精査しないとわかりませんので、直ちには申し上げられませんが、思い切って削減したいと思います。

○和田静夫君 昭和四十七年度を迎えて新しく辞令がおりた、いわゆる自治省幹部職員の府県市町村別のですね、いまおわかりになつたら……。

○政府委員(皆川迪夫君) ちょっと手元に資料を用意しておりませんので、ちょっとお答えできかねます。

○和田静夫君 これは調べればすぐわかりますよ。

○国務大臣(渡海元三郎君) 私、聞いておったのは、四十七年度分の、答えたのでは、新しく入れた採用者は全員國家公務員で入れておるので何人であるか、市町村に入れた分、だから前におつた分は幹部職員になるもので、市町村へ入れたものをおとりなされたかどうかということ、ここで話しておつたのですが、そうでございますか。

○和田静夫君 そういうことです。

○国務大臣(渡海元三郎君) 四十七年度になってから、この四月一日から……。

○和田静夫君 いま自治大臣の言われた後段部分。

○政府委員(皆川迪夫君) 後刻調べまして答弁申し上げます。

○和田静夫君 そうしますと、その人たゞが何年組であるかということ、それから、その人たちの退職金の取り扱いはどうなりますか。

○政府委員(皆川迪夫君) 退職金は、多くの場合、地方公共団体におきまして國と勤務期間を通算をするという条例をつくっております。したがいまして、地方に行く場合も退職金をたぶん支給していると思います。それがいまして、これは将来必要最小限度に改めるつもりでございます。

○政府委員(皆川迪夫君) 地方の職員は通算の規定がございませんので対象になります。したがいまして、退職金も、國なり、やめました府県について支給いたします。

○政府委員(皆川迪夫君) いわゆる六団体の事務局に行つておられます。したがいまして、その団体も同じでございます。

○和田静夫君 年金の扱いは、非常に前進を見ました。その限りにおいては、一定の評価をいたすのであります。いわゆる自治省の皆さんとやりとりをいたしました。いわゆる自治省の天下り問題が実は何べんもこの地方行政委員会で御存じのとおり取り上げられたのであります。

○和田静夫君 そこで、大臣の御答弁であります

○和田静夫君 年金につきましても同様でございます。

○和田静夫君 そこで、大臣の御答弁であります

○和田静夫君 そこまで出て初めてほんとの意味の自治の体系がわかるものであるということは御指摘のとおりであります。

○和田静夫君 そこで、大臣が、そのたびそれなりには前向きの答弁をされました。しかし事態は一向に改まらないかたわけであります。そこでは、今度の場合はかなりはつきりしておりますから次第に改まるところです。

○和田静夫君 そういうふうにして思われるが私はある。そういうふうにどうしても思われるを得ません。というよりも、そう思われるを得なかつた。日本の地方自治には、確かに未熟な点があまりにも多く過ぎるかもしれません。そし

た中には、地方公務員の仕事ぶりにもまだ未成熟な点があるかもしれません。だからといつて、そこに自治省官僚がこのこ出かけて

私がはある。そういうふうにどうしても思われるを得ません。というよりも、そう思われるを得なかつた。日本の地方自治には、確かに未熟な点があまりにも多く過ぎるかもしれません。そし

た中には、地方公務員の仕事ぶりにもまだ未成熟な点があるかもしれません。だからといつて、そこに自治省官僚がこのこ出かけて

私はある。そういうふうにして思われるを得ません。というよりも、そう思われるを得なかつた。日本の地方自治には、確かに未熟な点があまりにも多く過ぎるかもしれません。そし

た中には、地方公務員の仕事ぶりにもまだ未成熟な点があるかもしれません。だからといつて、そこに自治省官僚がこのこ出かけて

私はある。そういうふうにして思われるを得ません。というよりも、そう思われるを得なかつた。日本の地方自治には、確かに未熟な点があまりにも多く過ぎるかもしれません。そし

た中には、地方公務員の仕事ぶりにもまだ未成熟な点があるかもしれません。だからといつて、そこに自治省官僚がこのこ出かけて

私はある。そういうふうにして思われるを得ません。というよりも、そう思われるを得なかつた。日本の地方自治には、確かに未熟な点があまりにも多く過ぎるかもしれません。そし

るというそういう意識がどれだけあるのかと疑問に思うのです。そこには自分の昇進の一ステップとしての程度の感覚しかないです。地方行政を現場で復帰する場合も同じでございます。

○和田静夫君 いわゆる六団体の事務局に行つておられます。まあえられた機会に十分なる成果をあげるために、地方自治の本質をつかむように本

人自身で努力してくれという姿で指導をいたしておるのでございますが、御指摘の点、もし円満な

そういう交流ができるようでもございましたら、そういうった部面にまではからしていただきたい。か
ように考えます。

○和田静夫君 そこで、人事交流の原則について
二、三意見を述べて見解を承りたいのですが、ま
ず第一に、いま前段、最初の御答弁によつて、自
治省における幹部職員の採用については公務員法
の原則に基づいて採用するということですね、先
ほどの……。

○政府委員(皆川迪夫君) 現在もそうであると思
いますが、もちろん今後もそのとおりであります。

○日野静夫君 二つ目で、自治省及び関係省に上
す。

○國務大臣(渡海元三郎君) 公開の場と言われます意味がどういう点をさしておりますか、私は、自分が行ないます限りにおきましては、できる限り地方の任命権者の御要望をそのまま受け入れる姿でやってくれということで自治省の幹部諸君にお願いしておるという姿で、実は、私も自治省をあずかっておりまして、自分の手足になつて補佐してくれる職員に優秀な者をほしいという気持ちで一ぱいでござります。しかしながら、地方から自治省に幹部職員を要望される場合、またその自治体が、任命権者がよく本人を承知であったれば、私が望むような補佐の者がいただきたい、名ざしで御希望される場合が多くある。これは当然のことですが、私は、地方自治が円満に現場において行ない得ることが、私の任務とする最も重要なことであるということを基本として、自治省、私の補佐機関の、少しぐらいの欠陥がございましても、りっぱな自治行政をやつていただくために向こうの要望される方を出すという方針で、いま事に当たっております。こちらからこの

人間をとつてくれという姿では、少なくとも、いわゆる天下り的といいますか押しつけと申しますか、そういう方針はしないということで今日までやらしていただきてきたというのが、あるいは実情がそれに合わない面が出ておるかも知れませんが、私が常に指導をし、行なつておる限りにおいては、そういうふうな方針でやらしていただきております。

○和田静夫君　いわゆる発令前に、人事の交流について全く密室なんですね、いまの状態というのには。それがある意味では憶測を呼んでたいへんな混乱を起こす。この四十一年に採用された人がたいいへんなところに行つていていた例もありますよ。職員組合と理事者側との間に、その職員組合が常日ごろ理事者側となあなあの状態にある職員組合かというと、そうではない。しかしそういう、そうではなくてもたいへんな動き方ができるやり方といふものがあると思うのです。そういう意味のことを探は公開の場と、こう言うのであります。人事は、あくまで最後まで秘密なんだというような形で進んでいくとたいへん無用な混乱が起こる、そういう意味で大臣の見解を承りたい。

○国務大臣(渡辺元三郎君) 私も二、三そういう点で直接陳情も聞きました。まあ何と申しますか、発令が、同意を得るような人事案件でありますから、発令するような場合ですね、先に漏れることが無用の摩擦を、人事として同意を得るといふような場合が顧慮されますし、その意味では、そのつどごケース・バイ・ケースで任命権者と私たちとの間にそういう摩擦が起こらないようにすべきものであるという点からは、ある程度一定時期までは隠しておかなきゃならない、公開もできぬに、職員団体からの陳情のときにも申し上げたわけであります。私どものほうからも皆さん方の要望を任命権者の方に伝えておくから、任命権者の方によく御理解願えるように、これは単に自治省

だけの立場でなくして、任命権者との間の問題もあろうと思ひますので、そういうた意味のことを各任命権者のほうの方々にも要望して、そういうた摩擦が起らぬないように御配慮願いたい、持つていただきたい、これは実際の運営面においてやらしに、私たちとしても、指導と申しませんから何でござりますが、そのような努力をして御理解をいただくようつとめさせていただきたいと存じます。

○**政府委員(皆川迪夫君)** 先ほど答弁を保留いたしておりました点でございますが、四月一日以降本年度に入りましたて、自治省を退職して地方団体に行かれました方が、いわゆる幹部職員といふお話をございましたので、そういう点について見ますと、三十二年採用の職員が一名市に赴任をいたしております。市に採用になつております。

○**和田静夫君** そこで、これはあたりまえのことなんですが、いわゆる人事交流によつて地方自治採用職員と人事の均衡を失して、そうして意欲を低下させるような事態は絶対に引き起こさない、これはもう確認できますね。

○**国務大臣(渡海元三郎君)** 意欲を喪失せしめないというのは、地方へ出すことによつて、その幹部、出す本人自身の理解をといつよりも、むしろ受け入れる側の意欲、これはもう私は当然なことだらうと思います。ここ的小谷委員も私と同じ県会で席をともにしたものでございますが、私もそういつた現場の空氣といいますか、そういうたるものも幾つかははだに感じて知つております。各理事者の方も、そういうた意味におきましては、十分その点も考えながらおやり願うようにして、ただいておるであらうと、かように思ひますし、先ほど申しました、公開の席でやれと言われるような意味も、そういうた点も含めてのものではない

かと思ひますので、そういうたつもりで、今後ともに円満なる人事の交流ができるよう、指導と申しますが、その御本人の立場も考えなければなりませんからね。片方自衛省はおやめになつておられます、片方は任命の辞令が出ません、こういう形になつた場合、御本人の立場も考えなければなりませんから、それは当然自衛省にお戻りになります、こういうことになるわけでしょう。

○和田静夫君 こここの部類の最後ですがね、いわゆる職員多数の反対があつて、その職員といふのは、必ずしも自治体職員団体、いわゆる労働組合に組織されているものだけをさしません。全体の職員ですよ。職員の多数が反対があつて、どうしても人事がまとまらないという場合が今後起こり得ると思う。そういう場合には、これは当然自治省が引き取られる、こういうふうに認識をしておいてよろしいですか。

○國務大臣(渡辺元三郎君) 具体的な例として、私はそういうたつの姿のよくな動きをしておりますところの職員団体の方に直接お会いしたんでござります。そのときにも、私のいまのよくな考え方を申し述べて、皆さま方はそう言っておられるが、私たちは任命権者と、皆さま方の気持ちも話すけれども、何と申しますか、また職員団体としても人事の交流のよい点も考えていただきてよく話し合いをしていただきたい、私たちは任命権者が要望されでおられるものをむげにお断わりすることはできないんだということを申し述べたんでござりますが、その点も十分御配慮賜わりながら、私は円滑に行なわれるようを持つていただきたいと、かように考えておる次第でございます。

○和田静夫君 大臣の答弁としてはそれ以上ちょっと無理だらうと思うのですが、まあそういう努力をしても結果的にはまとまらない場合があります。その場合に、その御本人が宙に浮いてしまいますからね。片方自衛省はおやめになつておられます、片方は任命の辞令が出ません、こういう形になつた場合、御本人の立場も考えなければならないかもしれませんから、それは当然自衛省にお戻りになまえまして、任命権者の方々とも話し合いをさせていただきたいと、かよう自身感じ、また行動をいたしております。

しましては、退職の発令をする際に、双方の御理解を得られるようすることをしなければならないと思つております。

場でものを考えるものであると、こうどうような認識からそのようなことがいわれるのじやないだろうかと思います。

○國務大臣(渡海元三郎君) こういうことである
と——どういうふうな述べ方をしたのか知りませ
んけれども、お聞きせぬとわかりませんけれど

一見解を出させていただきましたので、意見はあります。でも、もし誤った考え方で述べておりますから、よく訂正下さい。私が指導監督の任にあまし

○和田静夫君　まあ発令をしてから起こり得る状態だって皆無ではありませんからね。その場合のことをちょっとお聞きをしたい。

○政府委員(皆川迪夫君)　同じようなことになるかもしれません、人事の発令としては、退職をして本人の行き場がなくなるというような事態になることは避けなければならないと思つております。

○和田静夫君 ともかく、厳格に考えて、国家公務員であると同時に地方公務員の幹部であるとう、こういうことにならないということが先ほどいわゆる大臣の統一見解として出た、それはどう理解していいんでしょう。

○政府委員(皆川迪夫君) そのとおりでございます。

○和田静夫君 ところがですね、実はその実態的につきである、こうであるとハバ論議じゃなく、うのいわゆる大臣の統一見解として出た、それはどう理解していいんでしょう。

も、まあ今まで議論を積み重ねられたごとく、いろいろな見解がある。まあ私もこのこと初めて委員会でいろいろ今までのことを教えていただけで、まだ十分ではございません、法律に私弱いほうでございますけれども、まあ研究さしてもらっていまの統一見解を述べさせていただいた。その中には従来の、何年かまでは採用の手続といいますか、自治省の中におきまして、いわゆる上級公務員を受けると皆採用のしかたを人事院と特別

○和田清夫君　これは渡海自治大臣が衆議院の地方行政委員会に所属していたときのことだと思ひますが、私が国会に出てから食言問題があります。自治省の官僚が、再三、同一人が食言問題を起こすというのは、私はこれはたいへんなことだと実は思う。国会で自治大臣が、本人の処遇のことと含めてその取り扱いは検討すると、かつて答

○和田前夫君 そこで 大臣 ここまではある意味じや三回も委員会をかけたことであるし、たいへん前向きに検討されていただいたのでよいのですが、次にお聞きをすることは、残念ながら聞かざるを得ないことでござります。

まず大臣に、自治省の役人が國家公務員であると同時に地方公務員の幹部であるという発想ですね。これはまあ法律的に成り立たないことは、この間からきょうの委員会まで三日間の委員会でいま明確になつたわけです。それは間違いですとね、やっぱり。

て、法律的には間違っているということが明らかである。しかも両二回にわたる委員会で、委員会が実質的にとまるような状態だった。統一見解が出ないわけですから、きょうまで。そういうところまでに置かれている間に、こういう間違った発想が自治省の幹部の中からなされたとしたら、自治大臣、どうされますか。

○國務大臣 渡海(元三郎君) ちょっとこう具体的に御質問をもう一ぺん……。

○和田静夫君 いま言つたとおり、間違った発想が自治省のやわゆる官僚の中からなされたとしたが、

に採用しておつたと、自治省自身が、これは地方公務員が、いまいいましたように地方につとめる場合、また自治省における場合、これはもう非常にどちらが多いわからぬというような姿でござりますので、国家公務員の採用手続とは別に独自の採用をしていただいておつたと、それじや困る、国家公務員と地方公務員といつも取り合いになつて困るということから出てき、それが自然いま申しましたように、今までいろいろ変遷をしてきました、和田議員から御指摘を受けるような姿になつてきて。しかし、そんなことではないかねといふ

弁された野田自治大臣。そして、当時「公務員月報」に書かれたことや、あるいは長野県に行ってしゃべったことが問題になった。東京都新宿区役所の職員などというものはたいていへんなつていいというような発言も問題になつた。その食言問題で、行政課長という行政の枢要な任からはずされてしまうところにその人は行かれた。言つてみれば、処分をされた。そして衆議院の地方行政委員会も参議院の地方行政委員会も、御承知のとおり、その措置をもつて一応了としておつた。ところが、まあ大臣がおかわりになつた。そしてほと

そういう発想というようなことがいわれるかもしれません、一番最初に私がお答え申し上げましたように、自治省の職員は、単にいわゆる幹部職員のみならず一般職員の全部が地方団体で採用され、地方の職場を長らく経験された者によって構成をなされておるわけでございます。で、いわゆる上級職試験に合格された方々、これを採用する場合の一つの発想というのがいま御指摘になつた点であろうかと存りますが、もちろん、同じくが、同一時点において自治省の職員だと同時に地方団体の幹部要員であるというようなことは、やはり不得ないことです。ただ実際は、そういう方々でも、生涯を通じてみると圧倒的に地方に在職をする期間が長い方が多い。こういう状況でございまして、したがつて、そういう人間一生を運んでの一つの考え方として、自分は地方団体のナ

場合、仮定じゃない、私はあとから実例をあげます。ですが、自治大臣、どうされますか。委員会は、生態命天下りの是非について、あるいは採用の是非について、しかも法律解釈は私が正しかったことはきょう明らかになった。正しい論点に基づく議論をやっている最中に、それを自治省の特定の幹部が、そんなことは知りませんと、われわれの考え方は、国家公務員であると同時に地方公務員の幹部だと、こういう発想を発表された。こんな議会の軽視というものは、自治大臣お許しになりますか。

○國務大臣(渡辺元三郎君) 意見を述べたといふことでござりますか、具体的な問題でなくて、
○和田静夫君 統一見解が出でていないのに、かつてに解散があなた以外から出てしまう、委員会がまとまっているのに。

うことで、今度法律にも合っているという姿に改めさせていただくというのが統一見解でなかったかと思います。それらの過程を踏んませて、こういったほうがよかつたのじやないかという意味を含んで意見を述べたのじやないかと思います。具体的なものの言い方をどう言つたか私わかりませんけれども、少なくとも私たちは、そういうた意味から一つの議論はあると思いますが、いま答弁をさしていただくようにこの道をたとえどんな経過がございましても、合理的に持っていくために、現在の法制のもとでは、こういう手続であるのが当然だというのでいま統一見解を述べさせていただいた次第でございますので、そのように指導をしてまいりたい。もし、それじや困るんだと云ふことがあつたら、私は法律そのものを変えなければいけない。こういうような見地でいまの統

ばかりがさめたと考えられたのでしよう。いつの間にか官房総務課長といった自治省の人事のかなめをその人は握ることになった。私は、そこまではよかったですんだと思うんです、ある意味では。ところが、その同一人が先ほど来言っているように、採用問題についての法律的な見解の相違について論議をしているこの国会、しかも結論的には、統一見解が出された今日、私の主張が正しかった。そんなものはどこ吹く風というような形で、当時の幹部が「当省の幹部が地方団体に行っているのは、天下りでもなんでもない。本来、自治省の役人は、國家公務員であると同時に、地方公務員の幹部でもあるからだ」と森総務課長は反論する。何べんも食言問題、これは三べん目です。この状態、私は森さんという人は顔も知りません、正直なところ。しかし、こういうような形

といふのは一体、少なくとも私といふ個人に対する侮べつけではないと思う。国会の審議それ自体に對してたいへんな私は侮べつて的な行為だと思う。自治大臣に、私は、これに対する前の経過を踏まえて処断をみたい。

私、ここに出ている記事だけではない、何を言わされたかという材料を持つております。したがつて、大臣、いまのようないくまんの、次回に、きょうさめるわけにはいきませんので、次回に、きょうここで答弁をということにはならぬでしょう、次

うな反駁もなしに、こここの案をつくってくれたものでござりますから、いま申されたような官僚的善的なものもあるんだろうというようなこともなしに、私、彼自身を評価し、解釈してきておったなんですが、私は、そういう意味におきま

えておる人なんですね、率直に言つて。どころが、きょうの和田君のいまの質問を見ると、あの新聞は三月二十八日の新聞ですね。先月の二十八日の新聞でしよう。ちょうどこの問題が一番問題となつておるさなかに、しかも大臣が、大臣の気

○國務大臣(渡海元三郎君) 私、前の経過、十分存じておりますんで、直ちに私の前の経過を含めての処新たへうことは、お答えすることはない。

○國務大臣(鶴海元三郎君) 美は私も、実情で、
回の委員会までに一定の大臣の見解を出して、いた
だきたいと思いますがよろしいですか。

しては、よく注意もし、内容を調べて、次回、いま申しましたように私の気持ちをお答えさせていただこうと思ひますので、私のいままで接しましま

持ちはよく知つておりながら——あまり突っ込んで言い方はしたくないんですけども、非常に円満このものごとを重ねようとしておるのに、一方、自

ちよつと控えさせていただきたいと思いますが、以前の経過等も聞き、また私が、新聞に出しておりますが、本人がどういう気持ちで言いましたのか、実は総務課長でありましたなれば、この統一見解を私とともに研究し私にこれを、述べますこの文章を説明したひとりでございので、私はおそれらくことば不足が新聞記事であるような姿になつたのじやないか、こう思います。しかし、ことば不足にいたしましても、注意すべきことは当然でござりますので、本人によく真意等も尋ねます。指導監督の任にある私でござりますから、十分注意をいたしたいと思ひますので御了承を願いたいと思います。

そういうつたいままでのようなこともあり得る、それからまた、その実情が現実により適して居るというような意見も聞きました。しかし、現実に適しておつたのだったら、はつきりとそれを、法を変えるべきじゃないか。確かに、御指摘になられたように、いまの法体系のもとにおいては人事院とこちらとの食い違いがあることは当然だ、実情はよくわかつておつても、それならそれで人事院に対する取り扱いの中で法を変えるか、その法に合わせても実情に合えるような、しかも、法にも合っているという手続に変えるべきじゃないかといふところまで突っ込んだのでございます。法制局長官とも、私は高辻君とも、それはその問題で

た姿では、そういうことであり、彼自身、私が就任しましたときには、現在の職におりました者でございまして、従来のいきさつも知りませんし、私は接する限りにおきましては十分意見も聞いてくれましたし、私自身がそういうようなこと、この問題につきましても申しましたら、すなおに受け入れて統一見解をつくってくださいましたが、よく真意を聞きまして、次の機会に御答弁させていただきたい。よろしくお願ひ申し上げます。

○占部秀男君 いま和田君からの質問なんですが、大臣が次の機会に答弁をさせてもらいたい、きょうはそれでいいんですかけれども、ただぼくは、一つだけ、大臣に、その答弁のための希望を

治省の総務課長という名前で大きく書いておるんですね。まるで大臣の気持ちに對して、その大臣が使つておる下僚の人が反逆を起こしているのと同じなんですよ。これは当委員会に対する侮辱であり、同時にこれは、国家公務員として不適当だと思うんです、こういうやり方は。それは自分の意見はありますよ、公務員としての意見はありますよ、総務課長としての意見はありますよ。しかし、大臣がまとめようとして一生懸命やつているのに、その大臣のやつていることはおかしいじゃないかという、あたかもそういうような方向で新聞に大きくそれを発表して、大臣のやつていることを何か遮断しようというような、防ごうといふ

○和田清夫君 私、何も個人を責めようと思いません。しかし、実際は前のことをお知りにならなければしかたがないのですが、参議院の地方行政委員会も衆議院の地方行政委員会も実は前の発言をめぐっては何回かとまつたのです。そうして野田自治大臣は、ついに先ほど申し上げましたような措置をされました。そうして秋田自治大臣になつてからえられたのでありますけれども、今までああいう食言問題が起つたといふのは、本質的に、統一見解をお書きになつておりますながら、その統一見解を検討される中心でありますから、その統一見解は国会で問題になつたからしかたがない、政治的な妥協としてこれくらいの統一見解を出しておけばいいのじやないかというような、官僚的善的な考え方方が総務課長の思想性の中にあるのではないか。したがつて、こういうようなことが論議をやつしている最中に出るのですから、これはサンケイ新聞三月二十八日です。そして

ございませんが、予算委員会で席をともにするところになりますので、私はこう言うておるのだ、高辻さん自身も、その実情必ずしもつぶさに知つておられるのでないで、ただ単に、自治省だけではなく、ほかの省においてもあるだらうと思う、それは渡海さん、当然そんな場合は法を変えるべきやといふようなことも踏んまえながら、この統一見解をつくりましたのでござります。その過程におきまして、私は、少なくとも本人、総務課長自身に話しますときに、いわゆるいま御指摘になりましたような、官僚独善的な実情が、そのほうがいいからそうなければいけないのだといふようなお話をだつたら、法律直せといふこともよく伝えたつもりでおるのでござります。私の何といいますか、そのときの説得のしかたがまだ本人に十分に感じてなかつたかどうか知りませんけれども、私はそういう意味でその言を、私に対しましては、少なくとも、いや、そんなことはならぬという

申し上げておきたいと思うんですが、御存じのように、私たちも野党ではありますけれども、自治省が都道府県、市町村の問題でいろいろ中央集権だとか何とかいわれておりますが、その中で、自治省が自治省の立場から都道府県、市町村の問題についての非常に苦しい、微妙な行政指導その他との問題がある点もよく知つておるわけです。しながら、人事面については従来あまり、ある程度は知つても知らぬふりをする、こういう場合も率直に言えばあつたわけですが、したがつて、人事面についてあまりに突っ込んではいかなかつた。ただ私、その人の名前言つてはまずいんですが、いま和田君の質問の中の森君の問題は、四五年前にもこういう問題を起こして、この当委員会では相当突っ込んだ質疑応答があつたわけですが、これは衆議院でも、おそらく大臣が地方行政の委員のときに森君の問題、山口鶴男さんから聞題があつたはずですよ。いまも非常に問題をかか

で、実は、いま細指摘がありました衆議院でもないものでござりますので、ひとつその点も何し、本人の将来のこともあるうと思ひますので私は十分注意をし、皆さん方のひとつ御納得といひますか、いざれにいたしましても、そういうふうな新聞に出ますことによりまして、当委員会における審議に対して、何と申しますか冒瀬するような姿の発言が新聞紙上で、本人の意思でございませんと私は思いますが、出ることに対しまして厳重注意をし、そういうふうなことが起きました点、監督の任にある私の不行き届きでありますので、私の不行き届きの点はこの席で重々おわびさせていただきまして、今後こういうようなことが起こりませんようにせひとと善処をし、次回において皆さま方にその点答えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○政府委員(皆川迪夫君) ただいま大臣から次回

によく事情を確かめた上でお答え申し上げるということになりましたので、特に私が申し上げるまでもないと思ひますが、ただ、私は、よく総務課長と日ごろから接触をしておるわけあります。どういう考え方で事を処理をしておるか、ある程度承知をしておるつもりであります。この件につきましては、私もまだ話し合つたことがないのですが、この新聞の記事についてどうこうであるがは十分承知しておりませんが、おそらく私は、自治省に入つてこれられるいわゆる上級職試験の合格者に対する、あなた方は単に自治省に入つてくるんじゃない、機会があれば将来地方に出て仕事をしてもららんんだぞ、もちろんこれは具体的のケースになりますので地方に迎え入れられない人もあります。それは個々の場合違いましょけれども、考え方としては、将来地方において働く場所を求めるんだ、こういう生きがいで行つてもらいたい、こういうことを常々申しておるわけでございます。それが、自治省の職員だと同時に地方の幹部になるというように、もし使つたとすれば、そういう表現になつたのじやないか、もちろんこ

の表現は間違いだと思います。ただ、そういう観点を強調するために、こういうような表現が新聞紙上にとられたんじやないかというふうに考えるわけでございます。なおまた、天下りの問題についても、私たちもそういうことが、いわゆる天下り行為というものが当然いものだと思っておりません。むしろそうでなくて、これは人間の意識の問題だと思います。天下りというようよ意識を持つて府県に行くんじゃない、本来、地方固有の職員のつもりでいるんだ、こういうようなことを意味したものじやないかと考へるわけでござります。もちろん、次回によく調査をして答弁を申し上げるわけありますが、短時間にいたしましたとしても、あまり大きな意思の食い違いがあつてもらひましたことを申し上げさせていただいて御理解をいただきたいと思います。

○委員長(玉置猛夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(玉置猛夫君) 速記を起こして。

○和田静夫君 それじゃいまの問題、そういうことでは、次回の答弁でさらに入れをしたいと思いますが、大臣、前の経過がありますから、そう簡単な处置ではおさまらないということです。この問題は反省がなかつたことですから、この辺は十分に含んでおいていただきなければならないと思ひます。

そこで、行政局長見えておりますが、約束のロブソン報告で二つ、大臣がいらっしゃるときにお聞きをしておきたいと思いますが、時間がありませんから、見解を述べ、そして見解を承つておくことにしたいのですが、ロブソンの第二次報告の配列は、第一章に「ニュータウン」、第二章に「都市開発」、第三章が「都市再開発」、第四章が「都市交通」というような順序になつていますので、「まえがき」に統いて、報告書の冒頭に「東京に

関する若干の一般的考察」という問題提起がござります。

そこで、まず二つの問題が指摘をされているわけですが、「一つは、中央政府と国会が、日本の確固たる都市政策をもつていいことである。日本の場合、放任主義が都市化に関する限り、まさに行き渡つてゐる。首都に立地しようとすると工場や高等教育の場所を制限していることを除けば、東京をはじめ他の大都市のぼう張を限制しようとする試みが今までとられてきていない。小規模都市や町の発展を促進したり、東京・横浜・大阪・名古屋・神戸の合構物と開発の遅れた地域のあいだにうまれた生活水準の不均衡を除去しないことは正するための効果的な試みもなされていなさい。もう一点は、中央政府が東京都が直面する緊急な問題の処理に本気で努力していないということである。その規模の故に起つてゐる諸問題、国の首都であるための特別な条件、東京の開発を周辺地域との関連において考えなければならない必要性がほとんど無視されている。東京都は、時代遅れの機構、不満足な権限、不十分な財源、不当な起債制限、そして、混乱し細分された都市交通によって、一九七〇年代の諸問題にたち向かおうとやつくなつてゐる。東京は、ニヨータウン、都市開発、都市再開発、交通、その他無数の問題を処理するため行政上の権限のうえで現在よりもっと装備されるべきである」。ここでロブソンが指摘している問題は、第一次報告書に展開されているロブソン診断と処方せんが、国からも東京都からも積極的に問題にされなかつたという事実。この前の宮澤さんの答弁ではありますねが、市政策を持つていいことであるということで、裁判をする立場にはございませんけれども、率直に申しまして、私もこういう考え方にはきわめて感でございます。ここにございますように、全般的な、一体都市の膨張をどうやって制限をするかの問題にあります。私が、いまここで政府なり国会を批判する立場にはございませんけれども、率直に申しまして、私もそのとおりだと思うのでございまます。

これは私はやはり工業サイドからする発想にとどまつてゐる、全般的な都市機能の充実という観点が見失われているという印象を持っております。

かつ、最近の国会、今国会におきましても、工業再配置促進法案といふようなものの御審議を願つているようござりますけれども、これにつきましても、私はややそういう感じを持つわけでございまして、やはり日本の国土全般を見ますならば、基本的には、どうやつて大都市に集中をしております機能を、単に工業機能ばかりでなく、すべての機能をどうやって地方分散をするか。地方の都市機能をどうやって充実をしていくかという総合的な政策が当然なければいけないと思うのでござります。

そういう意味におきまして、ロブソンが指摘しております第一点は、金穀的な印象いたしまして私は同感でございます。東京につきましては正常なこととはいえない。このロブソンの批判機能を手にし得ないという意味で、本質的にギヤンブルの一つであることに違いはない。東京都において行なわれている公営ギャンブル場を開鎖するという、美濃部知事が下した決断の立場からみます。そういう意味におきまして、ロブソンが指摘しております第一点は、金穀的な印象いたしまして私は同感でございます。

それから、第二点でございます。東京につきましては、都の当局もおそらく返答のしようがないかもしれません。頂門の一針ということは、まさに私がここで大臣に申し上げたいことは、ロブソンのこの批判は、単に公営住宅政策の盲点を指摘をしただけではなくて、実はわが国の住宅政策第一点のこの批判は、まさに公営住宅政策の盲点を指摘をしておられます。頂門の一針といふことは、まさに私は同感でございます。

東京自身が仕事を行なうにあたって必ずしも十分な権限を持っていないという点でございます。これは、個別的にはいろいろ議論があるところであろうと思うのでありますけれども、そうして、東京も含めましたやはり都市政策というものにつきまして、もう少しやはり自分で仕事ができるよううな体制を樹立する必要があるということを考えるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、もう少し自分で仕事ができるよううな体制を樹立する必要があるということを考えるわけでございます。

○和田静夫君 一つだけ具体的な問題でお聞きをしたいのですが、都市開発に関するロブソンの批判的な見解として、ニュータウン、新宿副都心構想について、私は最も興味深くこれを読むのであります。都の住宅政策に関する指摘がありまます。ロブソンはこう言つておられるわけです。「抽選方式は最も公平な方法であり、差別や情実あるいは汚職を排除できると考えられている。しかし、この「公平さ」についての主張は見せかけの主張であると思う。宝くじで賞金を得ようとするのと同様、家やアパートを当てようとしてくじを引くことには何の長所もなければ公平さも存在しない。決定は全く時の運にまかされ、申込者が住宅を必要とする程度とは何の関係もなく決定が下される。このくじ引きは金錢がからまないだけのこと

それがどういう政治的効果を一体持つのか。この問題に關する読みと、そして政治的感覚の有無

は、何といっても現代の政治家にとっては私は必須の要件だと思います。そこで大臣、このロブソンの提起についてどういう御見解をお持ちになりますか。

○政府委員(宮澤弘君) まず私から御答弁を申し上げたいと思います。

この住宅の問題は、申し上げるまでもなく、役所といったましましては私ども直接主管をしているわけではございません。ではございませんが、確かに、この点というお話をございましたものですから、私も多少建設省の事務局にこういうものに付いての考え方についてただしてみたわけですが、建設省の事務局のほうも、確かにそちらの点というお話をございましたものですが、順次それをしながら優先的に持っていくという方式をとるべきであります。建設省の問題提起は、わが國

の住宅政策のあり方について根本的に考え方を取上げた形になっていますけれども、そういった次元でとらえられるような事柄ではないと思ふ。すなわち、ロブソンの問題提起といふのは、たまたま都営住宅の抽選方式の公平さの問題を提起しただけではなくて、実はわが国の住宅政策第一点のこの批判は、まさに公営住宅政策の盲点を指摘をしておられます。頂門の一針といふことは、まさに私は同感でございます。

一体いいのだろうか、特に、だれのために住宅政策を取扱っているのではないだろうか、そういうふうに私は思うのです。中央政府あるいは地方自治体を通じて住宅政策のあり方がこのままではございません。ロブソンのこの問題提起は、わが國の住宅政策のあり方について根本的に考え方を取上げた形になっていますけれども、どういう機会を与えてくれているのではないか、それから運ばれたポイントを選んでいくか、それから運ばれたポイントのウエートのつけ方でございますね、ウエートのつけ方というようなことでいろいろ問題が幾つかの項目が出ておりますけれども、どういうポイントを選んでいくか、それから運ばれたポイントのウエートのつけ方でございますね、ウエートのつけ方といふ方向でやつてあるところもごくわずかはありますけれども、まだ全般的にこうしたことにはならない、こういふ話をございました。私は専門的な立場ではございませんので、そういう話を聞きましたして、ここで間接的に御報告をするわけでござりますけれども、確かに、いまの住宅の抽選方式といふこと自身には一般的に問題があるだろうことは事実であろうと思うのでございます。まず私からそれだけ御答弁申し上げたいと思います。

○委員長(玉置猛夫君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠と

して神沢淨君が選任されました。

○国務大臣(渡海元三郎君) 実は、私、衆議院の予算委員会で建設大臣とのやりとりのときは自治行政に關連する分が多いのですから、つとめて質疑応答も注意して聞かしていただいておるの

でございますが、現在の抽選方式はそれだけでよいのかという質問に対しまして、建設大臣が、この問題提起についてどういう御見解をお持ちになりますか。

○政府委員(宮澤弘君) まず私から御答弁を申し上げたいと思います。

この住宅の問題は、申し上げるまでもなく、役所といったましましては私ども直接主管をしているわけではございません。ではございませんが、確かに、この点というお話をございましたものに付いての考え方についてただしてみたわけですが、建設省の事務局のほうも、確かにそちらの点というお話をございましたものですが、順次それをしながら優先的に持っていくという方式をとるべきであります。建設省の問題提起は、わが國の住宅政策のあり方について根本的に考え方を取上げた形になっていますけれども、どういう機会を与えてくれているのではないか、それから運ばれたポイントを選んでいくか、それから運ばれたポイントのウエートのつけ方でございますね、ウエートのつけ方といふ方向でやつてあるところもごくわずかはありますけれども、まだ全般的にこうしたことにはならない、こういふ話をございました。私は専門的な立場ではございませんので、そういう話を聞きましたして、ここで間接的に御報告をするわけでござりますから、関係省庁とも連絡の上、今後ともその充実をはかつていかなければならないと、かように感じながら質疑応答をお聞きいたしておったような次第でござります。

○和田静夫君 最後にいたしましたが、さつき自治省としての見解はお持ちにならない、宮澤行政局長個人の御見解だということでございましたが、いま自治大臣、各省との関係というものを調整を十分にしながら、やっぱり検討を加えなければならぬと答弁されました。もちろん各省の検討も必要であります。各省を含んで、たとえば東京都あるいは神戸市などというような大都市とこのロブソン報告の提起を中心しながら検討を加えなければならぬと答弁されました。もちろん各省の検討も必

必要なんじやないか、そういうふうに思うのです
が、そういうおつもりはありませんか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 御承知のとおり、日本行政は縦割りになつておりますが、住宅のことは、自治体に対しても直接建設省からやつていただいておりますが、私たちは、全般のことについて絶えず各自治体と接触する機会も多いと思ひますので、何と申しますか、行政指導という立場では何でございますが、これは一つの指摘されまし
た有意義なる問題であるらうと思いますので、私たち触れる機会も多いのでござりますが、全般的に一つの問題として一べんお話しかけるような機会も私自身持たしていただきたいと、かように考
えます。

○神沢淨君 私は、大臣の所信表明の中でもつて

一点だけ、時間の関係もございますからお尋ねし
ておきたいと思うのですが、所信表明の中でもつ

て大臣がこう言われておるわけです。「社会経済情

勢の著しい変貌と住民の日常生活圈の拡大に即応

し、真に住民の諸要請に応える得る適切な行政処理

体制を確立することの必要性は、今日、ますます

強くなりつつあると考えられます。このような観点

から、從来に引き続き広域市町村圏の振興整備及

び市町村内の近隣社会(コミュニティ)の形成に関

する施策をさらに積極的に推進するとともに、大

都市周辺市町村における広域行政処理体制のあり

方にいても検討を加えてまいりたいと存じます。」

と言われております。この表現から、私などがい

るいる感じさせられる点があるわけなんですが、

どうも「近隣社会」とか「コミュニティ」ということ

ばは、ちょっと何かびんとこないようなことば

に聞こえますけれども、しかし感じとしては、「一方

に広域市町村構想がある、こちらのほうにいわ

ゆるコミュニティ構想がある。ちょうど車でい

をやらしていただいておりますが、兵庫県におき

ましても、神戸でもつくらしていただいておると

いうふうに、日常生活といつたら諧弊がございま

すが、近隣社会の連帯感と申しますか、失われが

いるものが感じられるわけでありまして、それ

をこう推し進めしていく。さきに自治大臣がお考え

になつておるところの地方自治の未来像というか

あるいは期待像というか、こういうようなものが

あります。そんな観点からお尋ねをしてまいりた

いと思うのでありますけれども「(コミュニティ)

の形成に関する施策」、こう書いてあるわけです

けれども、これだけでは太体どのよくなことだろ

うということがちょっとうまく判断できません

ので、その点ひとつ大臣の考え方をまずお聞きを

いたしたいと思います。

○国務大臣(渡海元三郎君) 私もそういうふうな

御指摘受けましたら、確かに、そういう御疑問を

お感じになるのはごもっともであらうと思いま

す。実は限られた字数——限られたわけじやござ

いませんのですが、私たちの行なおうとしておる

施策を短い文章の中であらわしたものでございま

すから、何かいま車の両輪的と、こういうふうに

考へられたのですが、広域市町村圏をどういうふ

うな観点から推進しておるかという点は、がねが

ね当委員会でも述べさせていただいておりますの

で十分おわかりのことであろうと思ひます。最後

のまた「大都市周辺市町村における広域行政処理

体制」といいますのも、大体四十七年度でいま

を終了するという姿であります。残された地域が

で推進してまいりました広域圏の設定というもの

を終了するという姿であります。残された地域が

大都市周辺の市町村、広域市町村圏からはずれる

ところでござりますので、その行政のあり方をど

う持ついくべきかということを本年度中によく

実態を調査いたしました。四十八年度から広域市

町村圏にかかるべき大都市周辺の地域の行政のあ

り方を打ち立てたいと思ひまして、最後に書いた

ような次第でござります。

○神沢淨君 もう一つの面は、コミュニティはあくまでも住

みの自主的、自發的な一つの地域組織でございま

すけれども、これがただでござりますためには、

やはりその物的な契機と申しますか、あるいは核

と申しますか、コミュニティ施設というような

ものが考えられるわけでござります。それが住民

の集会所でありましたり、コミュニティセンター

でござりますが、地域によりましていろいろなものが考

えられます。それは、住民の自主的、自發的な活動が主体に

なるわけでござります。それからコミュニティ

の区域につきましても、なおいろいろ議論がござ

りますが、大体現在の市町村の区域よりも狭い区

域、大体平均的に申しますと小学校の学区ぐらい

の単位の地域住民のまとまりということがいわれ

ていますようでござります。

○政府委員(宮澤弘君) コミュニティの形成に

関する施策につきまして補足して申し上げたいと

思ひます。

申し上げるまでもなく、コミュニティと申し

のかちょうど旧村といいますか、学校単位といふうな一想定する規模からいきますと、これが合併前の旧村みたいな形になるのですよ。何が合併的なものの復活のような受け取り方などをうなづいています。したがつて私は、まあどんなよう考え方を自治省は思慮をされておるのか、こういう点を委員会などの論議の中でもって明らかにしたいと思う点も一つあるわけです。何か町長などの話によるると、そういう施設への協力はする、町が。しかし、でき上がったその施設に対するところの運営というのは、言うならば、近隣社会の実現のためにそのコミュニティーが運営をしていくのだというようなことに解釈をしておるわけなんですが、その辺を、これは大臣でなくてけつこうですけれども、たとえば私が聞かれた場合に、相手にはつきり考え方の真隨が伝えられるような説明が受けたいと、こう思うわけなんですよ。

○政府委員(宮澤弘君)　たいへんむずかしい御質問でござります。申しますのは、神沢委員の初めの御質問の中でも、コミュニティーというようなことば自身もはなはだいまいであるというお話をございました。いまおそらく日本の世論の中で、コミュニティーというものはぜひつくつていかななければならぬ、そこで人間性の回復を地域で行なわなければならない、こういう議論はおそらくだれでもするだろうと思うのです。そこまでおそらく国民の一層のコンセンサスがあるだろうと思うのです。しかし、それ以外に、それでは一体どこにどういう手段でやるか、どういうものを作つくるのかということになりますと、はなはだまだ議論が分かれているわけでござります。私は、コミュニケーションという英語を使って日本語の定訳がないというのも、おそらくその具体的な内容につきましてのまだ国民的な合意ができるいないといふことではなかろうかと思います。私どもは、各地元の方と御相談をいたしまして、モデルコミュニティーというものを昨年度設定をしたわけでございます。実は私は、いまから考えます

と、モデルということとば自身が少し不適当であつたと思つております。いわば、これは言い方が悪いかもしませんけれども、まあ一種の実験的、先駆的な試みというふうに申し上げていいかと思うのです。要は、要するに地域の方々が連帯をして、地域社会を住みよくするという運動が言で申しますればコミニティー活動であるわけでございまして、コミニティーセンターなり公民館なりというような物的なものを考えませんでも、地域の人たちが何かお互いに協力をして地域を住みよくする運動は、私はすべてこれはコミニティー運動だと思っております。したがいまして、従来の施策のよるな、これこれこういうものがコミニティー活動である、コミニティー運動であるというような定型的なものではなくて、地域の人たちのいろいろな組織があつて、そういう人たちがとにかく共同連帯をして地域を住みよくしていく、こうという運動がコミニティー活動である、私は実はそういうふうに思つておるわけでございます。したがいまして、おそらく地域によりましては、ただいま水沢委員御指摘のように、何か施設でもつくればそれでいいんじゃないかなどいうような感覚で受け取られてるところもあるであろうことは私も否定はいたしません。しかし、まあ施設ができまして、施設を中心には住民の方々が出入りをし、つき合いをしていくうちで、そこで一つの共同的な意識、連帶的な意識が生じ、あるいは強くなるということを私は期待をしていいのではなかろうかと思うわけでございます。

そういう意味合いかから申しますと、先ほども申しましたように、コミニティーの単位と申しますのは、その土地土地によって違ってくるのでありますよし、違つてもかまわないと思います特に都市地域と農村地域と、あるいは都市地域の中でも大都市圏とそれ以外の地方都市の区域となるものがあるだろうと思うんでございますが、要域の単位につきましてもいろいろなものがありましようし、その中で行なわれる活動にもいろいろなものが

は、先ほど申しましたように、地域の人たちが共に同じで地域を住みよくしていく運動というものがコミュニケーションティー活動である。そういうものがそれなりに具体的に定型的な形がいつどんな形で出でてくるかということでございますが、私は、これはやはり数年、地方の方々あるいは私ども、国民全般が試行錯誤を繰り返しながらやつてまいりますうちに一つの日本的なコミュニケーションティーというものができ上がってくるのではないか、また、コミュニケーションティー運動なりコミュニケーションティー活動なりコミュニケーションティーの施策というものはそういうものであつていいのではなかろうか、こういうふうな感じを持つてゐるわけでござります。公務員がそういうことを申しますと、たゞん自信のないことを言うとあるいはおしゃりを受けるかとも思うのでございますが、私は、このコミュニケーションティーの考え方なりコミュニケーションティーの施策というものは、初めて国なり政府なりというものがあるタイプをつくりまして、これはこうである、こういうものをつくりなさいといふことを申し上げる性質のものでは性質上ないのではないか、こう思つてゐるわけでございます。

互いに暗中模索であらうと思います。そこで、私は先ほど申し上げたのでございますが、私どものほうで、このコミュニティーという問題につきましては、学識経験を持つておられます社会学者なり教育学者なり都市工学の学者といふ方々、一種の顧問団として、また現地も見ながら、そこで適切ないろいろな指導助言をしていただくということをやつしていくわけでございますが、こういう何と申しますか、助言態勢というものを今年度さらに強化をしていきたいと思うのでございます。

それから、施設面につきましては、御指摘のように、起債の一つの別ワクというものを持っておりまして、これによって施設の充実をはかつていいこう、こういう態勢でいるわけでございます。中には、このコミュニティー施設につきまして特別の補助金を出すべきではないかというような議論も地元ではござりますけれども、私どもは、これは今後の問題ではそういうことが検討される時期があろうと思いますが、現段階におきましては、やはり地方全般のワクの中でこういう近隣社会の充実を考えいくことが適當ではないかと、そういう考え方を持つておりますので、いま、これにつきまして特別の補助金制度を設定するというようなことを直ちに行なうという考えはございません。やはり施設でございます、いずれ償還もできる起債というものを重点にしながらコミュニティー施設をつくっていくことを当面考えていこうと思つておるわけでございます。

○神沢淨君 何か考え方といふものはおぼろげながらわかるような気がいたしますね。しかし、何かそれはまことにおぼろげな繪がかれているようなものでありますし、行政の現実という面から考えますと、はたしてそのような考え方といふものが実現されいくものかどうかというようなんか非常に非常なまだ疑惑が残ります。そこで私が、自治省がこの発想をされる動機、そういう

点をひとつ伺つておきたいと思うんですよ。これらはいろいろの意見がありまして、極端な意見からいたしますと、結局、一方においては、広域化した町村構想によつてある程度地方自治体の権限といふものは縮小化される、こういう影響は当然ないなものはない。また今度は、さっき車の両輪と申し上げましたのはそういう意味も兼ねでですけれども、さらに一方においては、今度構想といつては、自主的、自発的と言われますけれども、しかし、いわば学校単位あるいは合併前の町村単位ぐらいの一つの自治的なものが予想されるわけです。そうすると、その面においても、やはり現状の自治体の権限はいわば縮小的な傾向というものはこれは避けられない、こういうことになつてきますと、両方から何かもぎ取られて、そして現在の自治法の定めるところの市町村の立場というものがだんだん変えられていくのじゃないか。むしろ、それを変えていくうようなところにその発想の動機がひそんでいるのではないかというような考え方といふものもあるわけなんですよ。それらの問題も含めて、発想の動機をひとつお伺いしたいと思います。

う考え方は必要ではないかというふうな感じを
持つておられるのではなかろうかと思うのでござ
ります、その限りにおきましては、コミュニティー
の構想と申しますのは、地方行政のサイドから
の要請と申しますよりは、もっと広い現在及び
将来の国民生活というものを考えた上での一つの
提案であつたるうと思うのでござります。しかし
ながら、そういう提案を地域において実現をする
わけでございますから、地域ということになります
すれば、やはり市町村の中の一つの単位といふこと
になつてしまひるわけでありますし、そこで地方
行政、自治行政とのからみ合いが当然出てまいり
ます。また、先ほども申しましたように、コミュニ
ニティー活動というようなものがコミュニティー
施設というものを一つの核として營まれるといふ
ことになり、コミュニティー施設というものが大
体市町村の設けるべき施設というものが多いもの
であります以上は、市町村行政とのからみ合いと
いうものも出てまいりますわけでござります。
それから、ただいま権限と申しますか車の両輪
というよろんなお話をございました。私どもは地方
制度なり地方行政の中心はやはり現在の市町村で
あらうと思うのでござります。しかしながら現在
の市町村の区域を越えて処理をするほうが、住民
に対してもより高いサービスを提供できるというよ
うな仕事の分野が逐次出てまいりましたことも事
実でございます。屎尿処理、じんかい処理でござ
いますとか、あるいは広域消防でござりますとか
いろいろ出てまいりました。で、そういうものは
各市町村が共同して効率的に処理をするほうがよ
ろしいというよろんなことから、広域市町村圏を中
心とする広域行政の要請が出てきているわけでござ
ります。そういうことになりますと、広域市町
村圏で共同処理をするということになりますそれ
ば、その限りにおきましては、個々の市町村が事
務を処理する部分がなくなつてくるわけでござ
りますから、個々の市町村を中心にして考えます
と、権限が自分のところから離れていくというこ
とはこれは私は否定いたしません。しかしそれ

は、それで市町村がもぬけのからになるかと申しますれば、現在の市町村の単位でやる仕事のほうがほるかに多いということは私は申し上げておくべきであろうと思うのでござります。それからコミュニケーションのほうは、これは広域市町村圏とは少なくとも——ただいま権限の御議論でございますが、権限に関する限りは私は同じレベルで議論をするのは適當ではなからうと思うのでございません。コミュニケーションと申しますのは、これは別に、市町村が持つております権限が、より下の団体に移つていくということではございません。元來、いろいろコミュニケーション施設を充実することは市町村のやはり仕事の一つであろうと思うのです。ですが、今までその面が比較的等閑視されていました。それをこの際、コミュニケーションの形成ということが一種の国民的な世論にもなつておりますので、そういう世論を背景にして、市町村の区域よりもより狭い単位の住民の一番身近な施設を充実をしていこうということにつながつてゐるわけでございまして、これは権限が市町村から離れていくといふ問題ではなからうと思うのでござります。むしろ市町村が立っております基礎を充実をするという考え方を私ははつてしかるべきではないか、こういうふうに考えております。

○小谷守君 関連して。

コミュニケーションの問題が出ておりますので、私も、この舌をかみそなあなたの方の思いつきのために被害を受けておる地域の一員でありますので、この際、関連して御意見を伺つておきたいわけであります。いま行政局長は、はしなくも試行錯誤ということばを使われた。これは試行錯誤の最たるものだと私は思う。やはり私は、自治体としては県は何をやるか、市町村は住民のために何をやるか、これをじめに濃密にやはり進めていくということを第一義に考えるべきだと思う。コミュニケーションの問題は、あなたがここで御説明になるとか、あるいは自治省の皆さんがたくさん論文を書いておいでになる。あれを読んだり聞いてたりしておりますと、いかにもそれで非常にうま

「くいくような錯覚を持つ。しかしこれは、ちょうど左足を出してそれが沈まぬうちに右足を出すと、海の上を歩けるという理屈と一緒なんです。いま全国で何ヵ所かテストケースとしてコミニティーの問題をやっております。私の地元はもう一つおまけにコミュニティーボンド、わずか二万人の地域に三千万円のボンドを持って。ボンドというのとは一体何だらうかということです。」

市役所に金を貸すことなどということでもある合意をして、金利も銀行より、定期預金より高いぞ。分五厘の金利だそうだ。これは銀行に寝かしておくなりそのほうがいいじゃないかということです。私は飛びついていく。そうすると、どうこい、これにはやっぱり一五%の利子税がつくというよくなことで、これは困ったということで引っ込んでいます。この問題をめぐってたいへんざわざわした混乱を地方に起こしておる。私は、このコミュニティーの構想が一から十まで間違つておるといふうなことは申し上げませんが、あなた方自身も不消化なんです。そしてまた、いま御意見がありました神沢委員としても私にしても、あなた方と近い距離におつて、一番よく理解して、住民にその趣旨を説明もし広めなくちやならぬ立場におけるわれわれでさえわからぬのです。どうして住民にわかることがありますか。ですから、いま受け取つておることは、単純に何か施設をしてくれるんだ、しかも格安でやってくれるんだ、それならいいじゃないかという理解です。それはけしからぬ、ほんとうのねらいはここにあるんだというふうなことを千方百んあなたの方がおっしゃつても、論文をお書きになつても住民にはわからぬです。ですから、やるなら、コンセンサスということばがありましたが、もっと十分な住民の理解の上での実施に着手すべきものである、非常に不消化な中でこういうものをやるというふうなことは困る。特に、私のところは、全国でただ一つボンドを受け持てということになつております。これは一体、ボンドというのはどう出すのだということ

とを市役所自身もわからぬ、具体的にはどういふ
事務を伴うものかといふうなことがわからぬ。
ともかく、地元負担のようにして金を集めたらいい
のかといふうな、その程度の甘い認識なんんで
す。そういうことでやつてもらつたら、ちよほど
モルモットか何かの動物実験を医者がやるような
ことなんですね。こんなことをやつていたら幾ら試
行錯誤であつてもたまたまものじやない。きょうど
は関連ですから、また機会をあらためてこのコ
ミニニティーの問題は時間をかけて議論をしたい
と思っておりますが、とにかく、コミニニティー

でいまサンプルをあげられたが、たとえば集会所にしろ小公園にしろ、すべてこれは市町村の住民福祉のための仕事の範疇の中のものなんです。それを今度は、責任を転嫁したような形で地元に投げかけるというふうなことについては、これはすりかえだというふうな論も成り立つんではないか。いずれにしても、何から何まで不消化だ、第一ことばがわからない、ことばが。それで、あんまりハイカラな発想をする前に、じみにまずやんみなさい、地方行政というものは本来じみなものなんだ、これを充実させていくという努力に専念すべきだ。まあ関連ですからこの程度でやめます。

今日はいかがれと申します。西尾だいじゅうべ
これは住民の方々によつてつくり上げてもらつべきものだといふ行政局長のそこらに模索試行しておるところがあるといふようなことばが生まれたんぢやないかと思ひますが、必要性は御認識賜わると思ひますので、いま申されました具体的な御指摘ごもつともでありますので、よく検討もさしていただき実際の必要に応じたひとつコミュニティー、言いにくいことはござりますが、そういうた社会が生まれますように持つてまいりたいと思います。

ておりまして感じた姿でございます。答弁にかぎりで。

る者もない、これがいまの日本の社会の弊である、一断面であるということはしなめないと思はる、さんは、市町村行政は本来それがこまかく何でもやるべきものである、そういうふうな姿で置いておきますと近隣社会ができないと、そういうつたえ方で施設も住民の方と考えていただくというふうな姿のものを考えたのじやないかと――まあ、これ悪らぬことを言うてしかられるかもわかりませんけれども、実は私、この間も浴場組合が何かを書いてくれと言ったものでございますから、本業私け浴場が好きである、銭湯が好きである、ところ

○**神沢清君** 大臣の時間の御都合もあるようですが、から、ちょっとこれは五分じや論議は終わらぬけれども、またほかの機会に譲るというこでございますけれども、またほかの機会に譲るといふことにいたしまして、一つだけ意見を大臣に対して申し述べて質問を終わりたいと思うんですが、私は、コミュニティ構想のいい面といいますか、近隣社会というのか人間全体のあたたかい環境を復活させるというのか、そういうことは確かにいまの日本に住むわれわれにとって大切なことだとと、こう思うわけです。しかし、これはやはり方いからによつては、やはり官製的な何か轉型にはめ込むようなことになってしまふおそれがある。レ

—
八

八年三月三十一日までの間、引き続きに改め、
同条第三項中「政令で定めるところにより」を
「昭和四十八年三月三十一日までの間、政令で
定めるところにより」に改め、同条第四項中「当
分の間」を「昭和四十八年三月三十一日までの
間」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約六百二億円
の見込みである。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律
公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十
三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「政令で定めるもの」を特別会
計を設けてその経理を行なつてあるものに改め
る。

第五条第一項中「二十四億円」を「千百六十三億
円」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三十条を次のように改める。

（借入金）
第三十条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、借
入金をすることができる。

2 政府は、公庫に対して資金の貸付けをするこ
とができる。

3 前項の貸付金については、利息を免除し、又
は通常の条件より公庫に有利な条件を附するこ
とができる。

附則第十九項を附則第二十項とし、附則第十項
から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、附則第九
項の次に次の二項を加える。
10 政府は、公庫の公営企業に対する貸付金の利
率を低率にするため、公庫に対して、昭和四十
七年度において、四十九億円の補給金を支給す
る。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

（経過措置）

2 この法律の施行の際、この法律による改正前
の公営企業金融公庫法第三十条の規定により公
庫が主務大臣の認可を受けて金融機関から借り
入れている短期借入金については、なお従前の
例による。

3 （公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）
（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十
六年法律第九十九号）の一部を次のように改正
する。）

第五条第二項第一号中「とし、公営企業金融
公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）第三十条
の規定による短期借入金を除く」を「とする」に
改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約千百七十二
億円の見込みである。

四月七日本委員会に左の案件を付託された。

1、被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願

（第一二〇四号）（第一二二四号）

第一二〇四号 昭和四十七年三月二十四日受理
被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市野々上五ノ七ノ一
六 西川雅偉外百四名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。

第一二二四号 昭和四十七年三月二十七日受理
被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願（三通）
請願者 大阪府羽曳野市福田五六五ノ一 下河
内敏彦外三百十一名

紹介議員 佐々木靜子君

この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。

昭和四十七年五月二日印刷

昭和四十七年五月四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K